

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2011年11月11日
【四半期会計期間】 第93期第3四半期(自 2011年7月1日 至 2011年9月30日)
【会社名】 株式会社ブリヂストン
【英訳名】 BRIDGESTONE CORPORATION
【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 荒川 詔 四
【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目10番1号
【電話番号】 03(3563)6822
【事務連絡者氏名】 経理第2部長 吉見 剛 志
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目10番1号
【電話番号】 03(3563)6822
【事務連絡者氏名】 経理第2部長 吉見 剛 志
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第92期 前第3四半期 連結累計期間	第93期 当第3四半期 連結累計期間	第92期 前第3四半期 連結会計期間	第93期 当第3四半期 連結会計期間	第92期
会計期間		自 2010年 1月1日 至 2010年 9月30日	自 2011年 1月1日 至 2011年 9月30日	自 2010年 7月1日 至 2010年 9月30日	自 2011年 7月1日 至 2011年 9月30日	自 2010年 1月1日 至 2010年 12月31日
売上高	百万円	2,091,246	2,234,433	705,255	775,308	2,861,615
経常利益	"	100,875	129,866	32,917	40,239	147,905
四半期(当期)純利益	"	66,762	81,952	22,258	27,837	98,913
純資産額	"	-	-	1,139,673	1,168,466	1,176,147
総資産額	"	-	-	2,684,475	2,647,130	2,706,639
1株当たり純資産額	円	-	-	1,412.49	1,448.60	1,458.01
1株当たり四半期(当期)純利益	"	85.14	104.71	28.39	35.57	126.19
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	"	85.11	104.66	28.39	35.55	126.16
自己資本比率	%	-	-	41.2	42.8	42.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	138,237	15,513	-	-	247,736
投資活動によるキャッシュ・フロー	"	129,226	127,035	-	-	170,556
財務活動によるキャッシュ・フロー	"	47,808	23,618	-	-	82,528
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	"	-	-	187,969	113,121	216,924
従業員数	人	-	-	139,694	142,865	139,822

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移につきましては、記載しておりません。

2 売上高は、消費税等抜きで表示しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2011年9月30日現在)

従業員数(人)	142,865
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

(2011年9月30日現在)

従業員数(人)	16,035
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
タイヤ	554,233	+13.8
多角化	117,265	+3.5
合計	671,498	+11.8

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、少数の特殊製品(特殊ホース等)について受注生産を行うほかは、すべて見込生産であります。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
タイヤ	648,140	+11.2
多角化	127,167	+4.1
合計	775,308	+9.9

- (注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、当第3四半期連結会計期間において、前期の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

業績全般

	当第3四半期 連結会計期間	前第3四半期 連結会計期間	増減	
			金額	比率
	億円	億円	億円	%
売上高	7,753	7,052	+700	+10
営業利益	497	349	+147	+42
経常利益	402	329	+73	+22
四半期純利益	278	222	+55	+25

当第3四半期連結会計期間(2011年7月1日から2011年9月30日)の当社グループを取り巻く環境は、原材料・素材価格が高値で推移し、為替は円高が進行する中、国内においては、景気は、3月11日に発生した東日本大震災の影響により厳しい状況が続いたものの、持ち直しの動きも見られました。海外においては、米国、欧州ともに景気回復の動きに弱まりが見られました。アジアにおいては、中国やインドをはじめとし、景気の回復や拡大が見られました。

このような状況のもとで、当社グループは、グループ経営の最終目標である「タイヤ会社・ゴム会社として名実共に世界一の地位の確立」の達成に向け、グローバルで、高い競争力を持つ商品の拡販や供給能力の増強、生産性の向上、技術優位性の強化、そして経営資源の効率的活用などに一層の努力を続けてまいりました。さらに、需要構造や競争構造などの事業環境の変化がかつてない速さで進行する中、市場の需要動向への迅速な対応を進めるとともに、当社グループが戦略商品と位置付ける商品の拡販や、単なる商品単体の販売に終わらないビジネスモデルの構築・拡大、環境対応商品・事業の展開をより迅速に実行してまいりました。加えて、原材料・素材価格の水準に対応すべく適切な製品価格の改定を実施してまいりました。

この結果、当社グループの当第3四半期連結会計期間の売上高は7,753億円(前年同期比10%増)となり、営業利益は497億円(前年同期比42%増)、経常利益は402億円(前年同期比22%増)、四半期純利益は278億円(前年同期比25%増)となりました。

セグメント別業績

		当第3四半期 連結会計期間	前第3四半期 連結会計期間	増減	
				金額	比率
タイヤ部門	売上高	6,488 億円	5,835 億円	+652 億円	+11 %
	営業利益	462	334	+128	+39
多角化部門	売上高	1,305	1,250	+55	+4
	営業利益	35	16	+18	+116
連結合計	売上高	7,753	7,052	+700	+10
	営業利益	497	349	+147	+42

タイヤ部門では、国内外市場において魅力ある新商品の投入や、戦略商品として当社グループが位置付ける分野の強化を進めるとともに、原材料・素材価格の水準に対応すべく適切な製品価格の改定を実施してまいりました。

日本では、乗用車及び小型トラック用タイヤの販売本数は、市販用タイヤの販売本数が前年同期を上回り堅調に推移しましたが、新車用は東日本大震災により自動車生産台数が減少した影響が大きく前年同期を下回りました。トラック・バス用タイヤの販売本数は前年同期を著しく上回りました。米州では、北米タイヤ事業における乗用車及び小型トラック用タイヤの販売本数は、市販用が減少した影響により前年同期を下回ったものの、UHP(超高性能)タイヤやウィンタータイヤをはじめとする戦略商品の市販用の販売本数は前年同期を上回り好調に推移しました。トラック・バス用タイヤの販売本数は前年同期を大幅に上回りました。欧州では、乗用車及び小型トラック用タイヤの販売本数は、市販用が増加した影響により前年同期を上回り好調に推移しました。トラック・バス用タイヤの販売本数は市販用が減少した影響により前年同期を大幅に下回りました。特殊タイヤについては、建設・鉱山車両用大型・超大型ラジアルタイヤの販売本数は、前年同期を大幅に上回りました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は6,488億円(前年同期比11%増)となり、営業利益は462億円(前年同期比39%増)となりました。

多角化部門では、当第3四半期連結会計期間の売上高は1,305億円(前年同期比4%増)となり、営業利益は35億円(前年同期比116%増)となりました。

(注)1 セグメント別の金額はセグメント間の取引を含んでおり、連結合計の金額はそれらを消去した後の数値であります。

(注)2 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 2009年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 2008年3月21日)を適用し、「タイヤ」、「多角化」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末における資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりであります。

(資産の部)

資産の部は、商品及び製品が684億円、原材料及び貯蔵品が372億円増加したものの、現金及び預金が685億円、有形固定資産が541億円、投資有価証券が360億円、それぞれ減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ595億円減少し、26,471億円となりました。

(負債の部)

負債の部は、コマーシャル・ペーパーが129億円、長期借入金403億円、それぞれ増加したものの、短期借入金419億円、未払金が443億円、退職給付引当金が318億円、それぞれ減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ518億円減少し、14,786億円となりました。

(純資産の部)

純資産の部は、四半期純利益の計上により819億円増加したものの、配当金の支払いにより156億円、その他有価証券評価差額金が226億円、為替換算調整勘定が597億円、それぞれ減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ76億円減少し、11,684億円となりました。その結果、自己資本比率は42.8%となり、前連結会計年度末に比べ0.6ポイントの増加となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

		当第3四半期 連結会計期間	前第3四半期 連結会計期間	増減 金額
		億円	億円	億円
営業活動によるキャッシュ・フロー		207	355	147
投資活動によるキャッシュ・フロー		368	457	+88
財務活動によるキャッシュ・フロー		166	20	+145
現金及び現金同等物に係る換算差額		198	94	292
現金及び現金同等物の増減額		193	12	206
現金及び現金同等物の	第2四半期末残高	1,324	1,866	542
	第3四半期末残高	1,131	1,879	748

当第3四半期連結会計期間における当社グループの現金及び現金同等物(以下「資金」)は、全体で193億円減少(前年同期は12億円の増加)し、当第3四半期連結会計期間末には1,131億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金収支は、207億円の収入(前年同期比147億円の収入減)となりました。これは、売上債権の増加額534億円(前年同期は251億円)や、法人税等の支払額73億円(前年同期は67億円)などがあったものの、税金等調整前四半期純利益418億円(前年同期は329億円)や、減価償却費422億円(前年同期は453億円)などがあったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金収支は、368億円の支出(前年同期比88億円の支出減)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出448億円(前年同期は443億円)などがあったものの、有形固定資産の売却による収入48億円(前年同期は6億円)などがあったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金収支は、166億円の収入(前年同期比145億円の収入増)となりました。これは、社債の償還による支出138億円(前年同期は18億円)や、配当金の支払額77億円(前年同期は78億円)などがあったものの、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増加額373億円(前年同期は116億円)などによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、マリンホースの販売に関する国際カルテル行為について、2007年5月より、米国司法省、欧州委員会、並びに日本の公正取引委員会等の調査を受けておりました。この調査の過程で、マリンホースを含む工業用品の販売に関して、海外エーゼントに対する不適切な金銭の支払いがあった事実、また、その金銭の一部が、エーゼントから外国公務員に対して供与等されていた可能性があることが判明し、日本の検察当局及び米国司法省に対し、社内調査の内容を報告しておりました。

マリンホースのカルテルに関しては、2008年2月、当社は、日本の公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受領し、既に対応しております。また、2009年1月、当社グループは、欧州委員会より制裁金支払いを命ずる決定の通知を受領し、制裁金の支払いに応じております。

2011年9月、当社は、米国司法省と有罪答弁合意書を締結いたしました。有罪答弁合意書では、当社は米国独占禁止法違反の謀議及び米国海外腐敗行為防止法違反の謀議について有罪を認め、罰金を支払うことに合意いたしました。

2011年10月、この有罪答弁合意書は米国連邦地方裁判所の承認を受け、当社に対する処分が確定しましたので、当社は罰金を支払っております。

なお、マリンホースのカルテルに関するその他の国の手続については、既に確定しております。マリンホースのカルテルに関して米国において提起されていた集団訴訟については、和解が成立しております。また、その他の民事上の請求についても適宜、対応しております。

当社は、徹底して取り組んでまいりました再発防止策の一層の推進を図り、各国の独占禁止法や米国海外腐敗行為防止法を含む各国の贈収賄規制の順守に努めてまいります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、上記事項以外に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は206億円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、当社は、2011年9月12日開催の取締役会において、新工場建設及び生産能力増強について下記の通り決議しております。

目的

建設・鉱山車両用大型・超大型ラジアルタイヤのグローバルで堅調に増加する需要に対応するためのタイヤ工場の建設及びこれに伴うスチールコード生産能力増強

設備投資の内容

建設予定地 米国 サウスカロライナ州エイケン郡

設備の内容 建設・鉱山車両用大型・超大型ラジアルタイヤ生産工場

工場所在地 米国 テネシー州モントゴメリー郡クラークスビル市

設備の内容 タイヤ補強用スチールコード生産工場

工場所在地 佐賀県三養基郡上峰町2100番地

設備の内容 タイヤ補強用スチールコード生産工場

投資予定総額 約825億円

設備導入時期

着工予定 2012年

生産能力

建設・鉱山車両用大型・超大型ラジアルタイヤ 日産約130トン (2020年上期予定)

(参考)

当社は、2011年11月11日開催の取締役会において、ベトナムにおける新工場建設の決議をしております。詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 (重要な後発事象)」を参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,450,000,000
計	1,450,000,000

【発行済株式】

種類	当第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2011年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2011年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	813,102,321	813,102,321	東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所 東京、大阪、名古屋 は市場第一部に上場	単元株式数100株
計	813,102,321	813,102,321		

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、取締役及び従業員に新株予約権を付与しており、その内容は次のとおりであります。

< 2005年3月30日定時株主総会決議 >

	当第3四半期会計期間末現在 (2011年9月30日)
新株予約権の数(個)	252 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	252,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,114 (注)2
新株予約権の行使期間	2007年4月1日～ 2012年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,114 資本組入額 1,057
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。 (注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、1,000株とする。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使並びに「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは発行済株式総数から保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

< 2006年3月30日定時株主総会決議 >

	当第3四半期会計期間末現在 (2011年9月30日)
新株予約権の数(個)	280 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,775 (注) 2
新株予約権の行使期間	2008年4月1日～ 2013年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,775 資本組入額 1,388
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。 (注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、1,000株とする。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使並びに「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは発行済株式総数から保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、取締役及び従業員に新株予約権を付与しており、その内容は次のとおりであります。

< 2007年3月29日定時株主総会決議 >

	当第3四半期会計期間末現在 (2011年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,600 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,546 (注) 2
新株予約権の行使期間	2009年4月1日～ 2014年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,546 資本組入額 1,497
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	・譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要することとする。 (注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、100株とする。

2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で株式を発行しまたは自己の株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使および「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己の株式の総数を控除した数とし、また、自己の株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己の株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役及び従業員に新株予約権を付与しており、その内容は次のとおりであります。

< 2008年3月27日定時株主総会及び取締役会決議 >

	当第3四半期会計期間末現在 (2011年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,345 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,936 (注) 2
新株予約権の行使期間	2010年4月1日～ 2015年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,936 資本組入額 1,168
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	・譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要することとする。 (注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、100株とする。

2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で株式を発行しまたは自己の株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使および「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己の株式の総数を控除した数とし、また、自己の株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己の株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役及び取締役を兼務しない執行役員に新株予約権を付与しており、その内容は次のとおりであります。

< 2009年3月26日定時株主総会及び取締役会決議 >

	当第3四半期会計期間末現在 (2011年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,100 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2009年5月1日～ 2029年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,265 資本組入額 633
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、上記の行使期間のうち、当社の取締役と執行役員のいずれか、又は双方の地位にある期間(退任日を含み、以下、「役員等在任期間」という。)は、新株予約権を行使することができないものとする。 ・新株予約権者が2010年2月末日までに役員等在任期間を満了した場合(死亡により満了した場合を含む。)には、当該新株予約権者(その承継人を含む。)は、割り当てを受けた新株予約権の個数に役員等在任期間の満了日から2010年3月31日までの期間に対応する月数(1ヶ月未満は切り捨てる。)を乗じた数を12で除した数の新株予約権(ただし、1ヶ月未満の新株予約権は、これを切り捨てる。)を行使することができないものとする。 ・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとする。(注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、100株とする。

2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、付与株式数をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載について同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使されまたは当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

(調整後付与株式数は、1株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。)

(2) 当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を助案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使されまたは当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。この調整後付与株式数は、1株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。

3 その他の詳細は、募集事項及び当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

< 2010年3月30日定時株主総会及び取締役会決議 >

	当第3四半期会計期間末現在 (2011年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,185 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	118,500 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2010年5月6日～ 2030年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,401 資本組入額 701
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、上記の行使期間のうち、当社の取締役と執行役員のいずれか、又は双方の地位にある期間(退任日を含み、以下、「役員等在任期間」という。)は、新株予約権を行使することができないものとする。 ・新株予約権者が2011年2月末日までに役員等在任期間を満了した場合(死亡により満了した場合を含む。)には、当該新株予約権者(その承継人を含む。)は、割り当てを受けた新株予約権の個数に役員等在任期間の満了日から2011年3月31日までの期間に対応する月数(1ヶ月未満は切り捨てる。)を乗じた数を12で除した数の新株予約権(ただし、1ヶ月未満の新株予約権は、これを切り捨てる。)を行使することができないものとする。 ・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとする。(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、100株とする。

2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、付与株式数をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載について同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使されまたは当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

(調整後付与株式数は、1株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。)

(2) 当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使されまたは当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。この調整後付与株式数は、1株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。

3 その他の詳細は、募集事項及び当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

< 2011年3月29日定時株主総会及び取締役会決議 >

	当第3四半期会計期間末現在 (2011年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,545 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	154,500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2011年5月2日～ 2031年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,657 資本組入額 829
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、上記の行使期間のうち、当社の取締役と執行役員のいずれか、又は双方の地位にある期間(退任日を含み、以下、「役員等在任期間」という。)は、新株予約権を行使することができないものとする。 ・新株予約権者が2012年2月末日までに役員等在任期間を満了した場合(死亡により満了した場合を含む。)には、当該新株予約権者(その承継人を含む。)は、割り当てを受けた新株予約権の個数に役員等在任期間の満了日から2012年3月31日までの期間に対応する月数(1ヶ月未満は切り捨てる。)を乗じた数を12で除した数の新株予約権(ただし、1ヶ月未満の新株予約権は、これを切り捨てる。)を行使することができないものとする。 ・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとする。(注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、100株とする。

2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、付与株式数をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載について同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使されまたは当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(調整後付与株式数は、1株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。)

(2) 当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使されまたは当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。この調整後付与株式数は、1株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。

3 その他の詳細は、募集事項及び当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自 2011年7月1日 至 2011年9月30日		813,102		126,354		122,078

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2011年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(2011年6月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,436,000		
	(相互保有株式) 普通株式 14,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 782,421,500	7,824,215	
単元未満株式	普通株式 230,821		
発行済株式総数	813,102,321		
総株主の議決権		7,824,215	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,600株含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」及び「総株主の議決権」欄の議決権の数には、いずれも株式会社証券保管振替機構名義の株式に係る議決権が16個含まれております。

【自己株式等】

(2011年6月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(株)ブリヂストン	東京都中央区京橋 一丁目10番1号	30,436,000		30,436,000	3.74
ブリヂストンタイヤ 長野販売(株)	長野県松本市鎌田 一丁目9番14号	14,000		14,000	
計		30,450,000		30,450,000	3.74

2【株価の推移】

【当第3四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2011年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,686	1,761	1,800	1,770	1,883	1,877	2,002	1,929	1,793
最低(円)	1,511	1,551	1,506	1,660	1,771	1,747	1,859	1,579	1,593

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員状況】

前期の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員(取締役及び監査役)の異動は次のとおりであります。

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
代表取締役	専務執行役員 多角化事業管掌 兼 CRO・CHRO・管理管掌 兼 CCO・グループCEO室長 兼 経営監査担当	取締役	常務執行役員 CRO・CHRO・管理管掌 兼 多角化事業管理管掌 兼 CCO・グループCEO室長 兼 経営監査担当	津谷 正 明	2011年9月1日

(参考)

前期の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの執行役員の異動は、次のとおりであります。
選任 熊倉 武夫 2011年9月1日付

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づき作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(2010年7月1日から2010年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(2010年1月1日から2010年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(2011年7月1日から2011年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(2011年1月1日から2011年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(2010年7月1日から2010年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(2010年1月1日から2010年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(2011年7月1日から2011年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(2011年1月1日から2011年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (2011年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (2010年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	116,824	185,334
受取手形及び売掛金	432,156	426,935
有価証券	98,002	113,228
商品及び製品	322,395	253,908
仕掛品	40,555	31,362
原材料及び貯蔵品	179,573	142,314
その他	149,162	133,768
貸倒引当金	8,591	9,884
流動資産合計	1,330,079	1,276,968
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	321,588	341,190
機械装置及び運搬具(純額)	334,434	378,430
その他(純額)	296,453	287,003
有形固定資産合計	952,477	1,006,624
無形固定資産	28,053	31,061
投資その他の資産		
投資有価証券	181,313	217,340
その他	156,726	176,232
貸倒引当金	1,519	1,588
投資その他の資産合計	336,520	391,984
固定資産合計	1,317,051	1,429,671
資産合計	2,647,130	2,706,639

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (2011年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (2010年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	194,539	188,150
短期借入金	255,225	297,176
コマーシャル・ペーパー	33,580	20,608
1年内償還予定の社債	20,026	21,108
リース債務	829	1,035
未払法人税等	18,189	15,113
未払金	94,979	139,333
その他	207,551	194,527
流動負債合計	824,922	877,052
固定負債		
社債	122,970	125,975
長期借入金	231,754	191,373
リース債務	7,305	5,888
退職給付引当金	205,298	237,194
その他	86,412	93,009
固定負債合計	653,741	653,440
負債合計	1,478,664	1,530,492
純資産の部		
株主資本		
資本金	126,354	126,354
資本剰余金	122,629	122,629
利益剰余金	1,186,444	1,111,588
自己株式	57,247	57,245
株主資本合計	1,378,180	1,303,326
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	89,388	112,064
繰延ヘッジ損益	34	235
為替換算調整勘定	333,770	274,026
評価・換算差額等合計	244,416	162,197
新株予約権	770	514
少数株主持分	33,931	34,503
純資産合計	1,168,466	1,176,147
負債純資産合計	2,647,130	2,706,639

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2010年1月1日 至2010年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2011年1月1日 至2011年9月30日)
売上高	2,091,246	2,234,433
売上原価	1,415,388	1,545,876
売上総利益	675,858	688,557
販売費及び一般管理費		
販売運賃	88,749	99,570
広告宣伝費及び販売促進費	72,312	63,579
給料手当及び賞与	142,755	140,227
退職給付費用	13,591	10,118
減価償却費	17,943	17,373
研究開発費	62,571	62,054
その他	164,530	152,234
販売費及び一般管理費合計	562,453	545,158
営業利益	113,405	143,399
営業外収益		
受取利息	2,391	3,035
受取配当金	2,286	3,112
雑収入	10,337	10,612
営業外収益合計	15,015	16,759
営業外費用		
支払利息	14,349	12,593
為替差損	1,583	3,600
雑損失	11,612	14,098
営業外費用合計	27,545	30,292
経常利益	100,875	129,866
特別利益		
固定資産売却益	-	1 6,114
特別利益合計	-	6,114
特別損失		
減損損失	-	2 4,705
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,471
災害による損失	-	3 2,462
米国独占禁止法及び米国海外腐敗行為防止法関連損失	-	4 2,149
特別損失合計	-	11,788
税金等調整前四半期純利益	100,875	124,192
法人税等	29,499	38,100
少数株主損益調整前四半期純利益	-	86,092
少数株主利益	4,613	4,139
四半期純利益	66,762	81,952

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自2010年7月1日 至2010年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自2011年7月1日 至2011年9月30日)
売上高	705,255	775,308
売上原価	484,703	549,580
売上総利益	220,551	225,728
販売費及び一般管理費		
販売運賃	31,010	32,978
広告宣伝費及び販売促進費	23,579	17,774
給料手当及び賞与	47,148	47,016
退職給付費用	4,306	3,028
減価償却費	5,969	5,711
研究開発費	21,023	20,692
その他	52,532	48,753
販売費及び一般管理費合計	185,569	175,956
営業利益	34,982	49,771
営業外収益		
受取利息	842	879
受取配当金	60	83
為替差益	1,175	-
雑収入	2,167	2,823
営業外収益合計	4,245	3,786
営業外費用		
支払利息	4,454	4,033
為替差損	-	3,538
雑損失	1,855	5,745
営業外費用合計	6,310	13,317
経常利益	32,917	40,239
特別利益		
固定資産売却益	-	3,861 ¹
特別利益合計	-	3,861
特別損失		
減損損失	-	28
災害による損失	-	85
米国独占禁止法及び米国海外腐敗行為防止法関連損失	-	2,149 ²
特別損失合計	-	2,264
税金等調整前四半期純利益	32,917	41,836
法人税等	9,256	12,872
少数株主損益調整前四半期純利益	-	28,963
少数株主利益	1,402	1,126
四半期純利益	22,258	27,837

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2010年 1月 1日 至 2010年 9月 30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2011年 1月 1日 至 2011年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	100,875	124,192
減価償却費	128,784	121,129
貸倒引当金の増減額（は減少）	6,084	-
退職給付引当金の増減額（は減少）	16,076	22,703
返品調整引当金の増減額（は減少）	-	3,693
受取利息及び受取配当金	4,678	6,147
支払利息	14,349	12,593
為替差損益（は益）	-	3,299
固定資産売却益	-	6,114
減損損失	-	4,705
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,471
災害損失	-	2,462
米国独占禁止法及び米国海外腐敗行為防止法関連損失	-	2,149
売上債権の増減額（は増加）	30,020	43,007
たな卸資産の増減額（は増加）	48,581	146,731
仕入債務の増減額（は減少）	3,899	11,068
その他	30,833	14,079
小計	165,503	47,618
利息及び配当金の受取額	4,666	6,261
利息の支払額	15,054	13,030
法人税等の支払額	16,877	25,335
営業活動によるキャッシュ・フロー	138,237	15,513
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	135,316	132,556
有形固定資産の売却による収入	2,965	9,830
投資有価証券の取得による支出	1,986	-
投資有価証券の売却による収入	5,756	-
その他	645	4,309
投資活動によるキャッシュ・フロー	129,226	127,035
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額（は減少）	47,101	122,140
長期借入れによる収入	12,013	43,493
長期借入金の返済による支出	27,748	124,818
社債の発行による収入	9,790	31,640
社債の償還による支出	69,567	29,862
自己株式の取得による支出	2,469	-
配当金の支払額	14,080	15,625
その他	2,848	3,349
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,808	23,618
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,502	15,899
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	48,300	103,803
現金及び現金同等物の期首残高	236,270	216,924
現金及び現金同等物の四半期末残高	187,969	113,121

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 2011年1月1日 至 2011年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 連結子会社数の増減は、次のとおりであります。 (増加) 5社(設立による増加ほか) (減少) 3社(清算による消滅) (2) 変更後の連結子会社の数 342社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更 持分法適用会社数の増減は次のとおりであります。 (減少) 2社(出資率上昇による区分変更ほか) (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 155社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「資産除去債務に関する会計基準」の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 2008年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日)を適用しております。なお、これによる営業利益、経常利益への影響は軽微ですが、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額として特別損失に2,471百万円を計上しております。 (2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 2008年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 2008年3月10日)を適用しております。なお、これによる損益への影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 2011年1月1日 至 2011年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 2008年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2009年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。
	当第3四半期連結会計期間 (自 2011年7月1日 至 2011年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 2008年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2009年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 2011年1月1日 至 2011年9月30日)
固定資産の減価償却費の算 定方法	主として、固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した計画に基づく 年間償却予定額を期間按分する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 2011年1月1日 至 2011年9月30日)
税金費用の計算	税金費用(法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。)については、連結会 計年度の見積実効税率に基づき計算しております。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自 2011年1月1日 至 2011年9月30日)
<p>(マリンホース等の販売におけるカルテル行為及び不適切な金銭支払いに関する事項)</p> <p>2007年5月、当社グループに対し、マリンホースの販売に関する国際カルテル行為について、米国司法省、欧州委員会、並びに日本の公正取引委員会等の調査が開始されました。この調査の過程で、マリンホースを含む工業用品の販売に関して、海外エージェントに対する不適切な金銭の支払いがあった事実、また、その金銭の一部が、エージェントから外国公務員に対して供与等されていた可能性があることが判明し、日本の検察当局及び米国司法省に対し、社内調査の内容を報告してりました。</p> <p>マリンホースのカルテルに関しては、2008年2月、当社は、日本の公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受領し、既に対応しております。また、2009年1月、当社グループは、欧州委員会より58.5百万ユーロの制裁金支払いを命ずる決定の通知を受領し、制裁金の支払いに応じております。</p> <p>2011年9月、当社は、米国司法省と有罪答弁合意書を締結いたしました。有罪答弁合意書では、当社は米国独占禁止法違反の謀議及び米国海外腐敗行為防止法違反の謀議について有罪を認め、罰金28百万ドルを支払うことに合意いたしました。2011年10月、この有罪答弁合意書は米国連邦地方裁判所の承認を受け、当社に対する処分が確定しましたので、当社は罰金を支払っております。本罰金については、当第3四半期連結会計期間に2,149百万円を費用計上しております。</p> <p>なお、マリンホースのカルテルに関するその他の国の手続については、既に確定しております。マリンホースのカルテルに関して米国において提起されていた集団訴訟については、和解が成立しております。また、その他の民事上の請求についても適宜、対応しております。</p>	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (2011年9月30日)	前連結会計年度末 (2010年12月31日)
1 有形固定資産に対する減価償却累計額 1,873,982百万円	1 有形固定資産に対する減価償却累計額 1,855,649百万円

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自2010年1月1日 至2010年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2011年1月1日 至2011年9月30日)
	<p>1 固定資産売却益 主として土地の売却益であります。</p> <p>2 減損損失 主として、タイヤ事業の一部において、生産設備の廃棄を決定したこと、多角化事業の一部において、資産の売却を決定し損失の発生が見込まれることや収益性が低下し回復が見込まれないことによるものであります。</p> <p>3 災害による損失 2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う、有形固定資産の復旧費用及びたな卸資産の廃棄費用等であります。</p> <p>4 米国独占禁止法及び米国海外腐敗行為防止法関連損失 マリンホースの販売に関する米国独占禁止法違反の謀議、及びマリンホースを含む工業用品の販売に関する米国海外腐敗行為防止法違反の謀議に関し、米国司法省による処分が確定したことを受けて費用計上しております。</p>

前第3四半期連結会計期間 (自2010年7月1日 至2010年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自2011年7月1日 至2011年9月30日)
	<p>1 固定資産売却益 主として土地の売却益であります。</p> <p>2 米国独占禁止法及び米国海外腐敗行為防止法関連損失 マリンホースの販売に関する米国独占禁止法違反の謀議、及びマリンホースを含む工業用品の販売に関する米国海外腐敗行為防止法違反の謀議に関し、米国司法省による処分が確定したことを受けて費用計上しております。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自2010年1月1日 至2010年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2011年1月1日 至2011年9月30日)
1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末 残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 (2010年9月30日現在)	1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末 残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 (2011年9月30日現在)
現金及び預金勘定 138,229 百万円	現金及び預金勘定 116,824 百万円
有価証券勘定 132,131	有価証券勘定 98,002
流動資産その他(金銭の信託) 10,000	計 214,827
計 280,361	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金、債券等 101,705
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金、債券等 92,391	現金及び現金同等物 113,121
現金及び現金同等物 187,969	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(2011年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自2011年1月1日至2011年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 813,102千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 30,440千株

3. 新株予約権に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権の四半期連結会計期間末残高(提出会社) 770百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2011年3月29日 定時株主総会	普通株式	7,826百万円	10円	2010年12月31日	2011年3月30日	利益剰余金
2011年8月8日 取締役会	普通株式	7,826百万円	10円	2011年6月30日	2011年9月1日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自2010年7月1日至2010年9月30日)

	タイヤ (百万円)	多角化 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	583,042	122,212	705,255		705,255
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	525	2,800	3,326	(3,326)	
計	583,568	125,013	708,581	(3,326)	705,255
営業利益	33,402	1,631	35,033	(51)	34,982

前第3四半期連結累計期間(自2010年1月1日至2010年9月30日)

	タイヤ (百万円)	多角化 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,729,174	362,071	2,091,246		2,091,246
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,459	7,194	8,654	(8,654)	
計	1,730,634	369,266	2,099,900	(8,654)	2,091,246
営業利益	104,019	9,436	113,456	(50)	113,405

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主要な製品の名称等

タイヤ.....タイヤ・チューブ、タイヤ関連用品、リトレッド材料・関連技術、自動車整備・補修ほか
多角化.....化工品、スポーツ用品、自転車ほか

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自2010年7月1日至2010年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	172,683	311,409	93,503	127,658	705,255		705,255
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	96,262	2,709	694	25,518	125,185	(125,185)	
計	268,946	314,119	94,197	153,176	830,440	(125,185)	705,255
営業利益	3,492	13,687	2,319	11,232	30,730	4,251	34,982

前第3四半期連結累計期間(自2010年1月1日至2010年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	519,386	913,215	280,247	378,397	2,091,246		2,091,246
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	295,884	8,720	2,189	71,441	378,235	(378,235)	
計	815,271	921,935	282,437	449,838	2,469,482	(378,235)	2,091,246
営業利益	33,078	38,472	4,801	35,180	111,532	1,872	113,405

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

米州.....米国、カナダ、メキシコ、ベネズエラ、ブラジルほか

欧州.....ドイツ、英国、フランス、イタリア、スペインほか

その他.....アジア、大洋州、アフリカほか

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 2010年7月1日 至 2010年9月30日）

	米州	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	310,928	95,590	147,072	553,591
連結売上高(百万円)				705,255
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	44.1	13.6	20.9	78.5

前第3四半期連結累計期間（自 2010年1月1日 至 2010年9月30日）

	米州	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	912,963	286,259	435,086	1,634,309
連結売上高(百万円)				2,091,246
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	43.7	13.7	20.8	78.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

米州.....米国、カナダ、メキシコ、ベネズエラ、ブラジルほか

欧州.....ドイツ、英国、フランス、イタリア、スペインほか

その他.....アジア、大洋州、中近東、アフリカほか

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主としてタイヤ・チューブの製造及び販売、タイヤ関連用品の販売、リトレッド材料の製造及び販売・関連技術の供与、自動車整備・補修を行うタイヤ部門と、化工品、B S A M多角化(注)、スポーツ用品、自転車、その他各種事業を行う多角化部門によって構成されております。したがって、当社グループは「タイヤ」、「多角化」の2つを報告セグメントとしております。

(注) BRIDGESTONE AMERICAS, INC. が統括する屋根材事業ほか

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自2011年1月1日至2011年9月30日)

(単位:百万円)

	タイヤ	多角化	計	調整額 (注)	四半期連結損益 計算書計上額
売上高					
外部顧客への売上高	1,868,199	366,234	2,234,433		2,234,433
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,905	9,478	11,384	11,384	
計	1,870,105	375,712	2,245,817	11,384	2,234,433
セグメント利益(営業利益)	136,047	7,349	143,396	3	143,399

当第3四半期連結会計期間(自2011年7月1日至2011年9月30日)

(単位:百万円)

	タイヤ	多角化	計	調整額 (注)	四半期連結損益 計算書計上額
売上高					
外部顧客への売上高	648,140	127,167	775,308		775,308
セグメント間の内部 売上高又は振替高	683	3,418	4,101	4,101	
計	648,824	130,585	779,409	4,101	775,308
セグメント利益(営業利益)	46,268	3,520	49,789	18	49,771

(注) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものです。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 2009年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 2008年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(2011年9月30日)

現金及び預金、コマーシャル・ペーパー、未払金並びに長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるため、当第3四半期連結会計期間末の状況を記載しております。

	四半期連結 貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
現金及び預金	116,824	116,824	-
コマーシャル・ペーパー	33,580	33,580	-
未払金	94,979	94,979	-
長期借入金	231,754	239,404	7,650

(注) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金、コマーシャル・ペーパー、並びに未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に概ね等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(2011年9月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるため、当第3四半期連結会計期間末の状況を記載しております。

	取得原価 (百万円)	四半期連結 貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	42,957	163,608	120,651
(2) 債券			
国債・地方債等	5,418	4,170	1,247
社債	3,000	3,078	78
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	51,375	170,858	119,482

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (2011年9月30日)	前連結会計年度末 (2010年12月31日)
1株当たり純資産額 1,448.60円	1株当たり純資産額 1,458.01円

2. 1株当たり四半期純利益

前第3四半期連結累計期間 (自2010年1月1日 至2010年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2011年1月1日 至2011年9月30日)
1株当たり四半期純利益 85.14円	1株当たり四半期純利益 104.71円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 85.11円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 104.66円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自2010年1月1日 至2010年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2011年1月1日 至2011年9月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益	66,762百万円	81,952百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る四半期純利益	66,762百万円	81,952百万円
普通株式の期中平均株式数	784,164千株	782,662千株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額	-	-
普通株式増加数	229千株	382千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

前第3四半期連結会計期間 (自 2010年7月1日 至 2010年9月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自 2011年7月1日 至 2011年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	28.39円	1株当たり四半期純利益	35.57円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	28.39円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	35.55円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 2010年7月1日 至 2010年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2011年7月1日 至 2011年9月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益	22,258百万円	27,837百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る四半期純利益	22,258百万円	27,837百万円
普通株式の期中平均株式数	783,924千株	782,661千株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額	-	-
普通株式増加数	228千株	382千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自 2011年7月1日
至 2011年9月30日)

(重要な設備投資計画の決定)

当社は、2011年11月11日開催の取締役会において、新工場建設について下記の通り決議しております。

(1) 目的

乗用車用ラジアルタイヤのグローバルで堅調に増加する需要に対応するためのタイヤ生産能力増強

(2) 設備投資の内容

建設予定地 ベトナム ディンブー工業団地
設備の内容 乗用車用ラジアルタイヤ生産工場
投資予定総額 約355億円

(3) 設備導入時期

着工予定 2012年

(4) 生産能力

乗用車用ラジアルタイヤ 日産約24,700本 (2016年上期予定)

2【その他】

中間配当

2011年8月8日開催の取締役会において、次のとおり第93期の中間配当を行うことを決議しております。

1株当たりの中間配当金	中間配当金額	支払開始日
10円	7,826,663,060円	2011年9月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2010年11月12日

株式会社ブリヂストン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 修己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳賀 保彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 基之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブリヂストンの2010年1月1日から2010年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2010年7月1日から2010年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2010年1月1日から2010年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手段その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブリヂストン及び連結子会社の2010年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、株式会社ブリヂストングループはマリノホースの販売に関して国際カルテルの疑いがあるとして、2007年5月より、米国司法省、欧州委員会、日本の公正取引委員会等の調査を受けている。なお、日本の公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令については確定し、欧州委員会による決定通知に基づく制裁金支払いに応じている。また、株式会社ブリヂストングループの事実調査の過程で、海外エージェントに対する不適切な金銭の支払いがあった事実等が判明している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2011年11月11日

株式会社ブリヂストン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 修己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳賀 保彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 基之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブリヂストンの2011年1月1日から2011年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2011年7月1日から2011年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2011年1月1日から2011年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブリヂストン及び連結子会社の2011年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。